

北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（箕面市決定）

北部大阪都市計画川合・山之口土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		川合・山之口土地区画整理事業				
面 積		約20.3ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		幹線道路	3・4・220-31 川合山之口線	16m	618.2m	都市計画道路
		補助幹線道路、区画道路及び特殊道路 ・補助幹線道路として、区域内を縦断する幅員12mの道路を配置する。 ・各街区の土地利用を考慮して幅員11.5m、9.5m、8.0m及び6.0mの区画道路を配置する。 ・特殊道路として幅員4.0mの道路を配置する。				
	公園及び緑地	地区面積の3%以上、計画人口一人あたり3㎡以上の面積を確保し、誘致距離等を考慮して、街区公園を設ける。 また、緑地については、地区面積の6%の緑化面積の範囲内で設置する。				
宅地の整備	その他の公共施設	・宅地及び道路の計画に沿った水路を整備する。 ・上水道については地区全域に布設する。 ・雨水、汚水ともに排水計画に基づき分流式で布設する。				
		本地区は、名神高速・中国縦貫道路や新名神高速道路といった国土軸と、北摂地域の幹線道路である府道1号茨木摂津線や国道171号が交わるエリアに位置していることから、商業施設や物流施設のほか、一部住居系の土地利用を図る。				

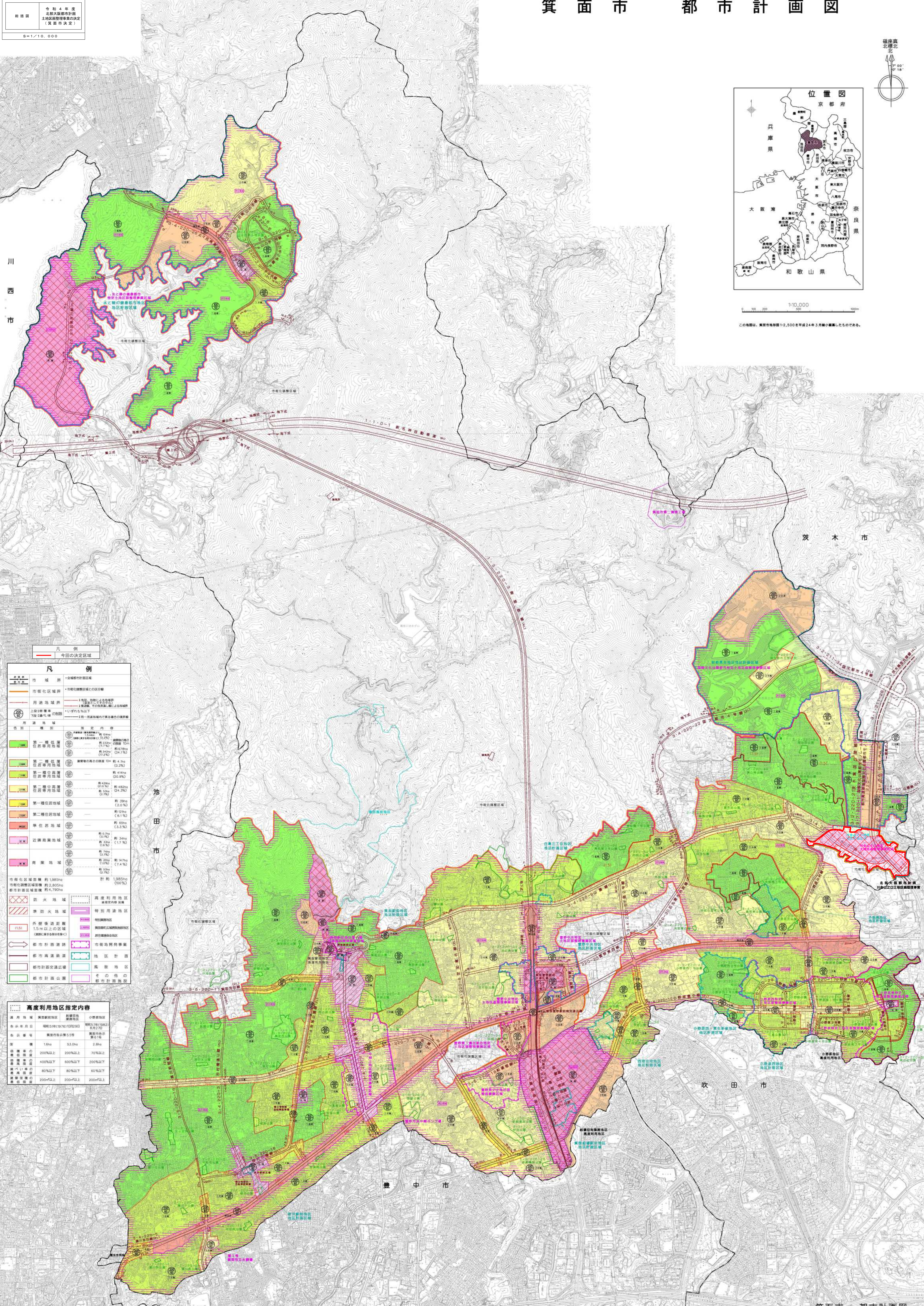
理 由

川合・山之口地区においては、近年、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより休耕地が増える傾向にあり、継続的な営農が難しい状況が予想され、地域の衰退に繋がることが懸念されます。

そこで市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことにより、名神高速・中国縦貫道路や新名神高速道路といった国土軸と、北摂地域の幹線道路である府道1号茨木摂津線や、国道171号が交わる地理的特性を活かした商業施設と物流施設を中心とした市街地を形成することで、公共施設の整備、改善及び計画的かつ合理的な土地利用の促進を図るだけでなく、栗生間谷地区全体の活性化に繋がる良好なまちづくりを実現することができるため、本案のとおり都市計画を決定するものである。



0 100 200 500 1000m



計画図	令和4年度 北部大阪都市計画 土地区画整理事業の決定 (箕面市決定)
-----	---

計画図	令和4年度 北部大阪都市計画 土地区画整理事業の決定 (箕面市決定)
-----	---

$$S = 1/2, 500$$
